

令和元年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>防災倉庫の設置にあたり、建築確認や構造計算書等の提出を求められなかなか許可がおりない。他市では添付を要しない例もあると聞く。基準の緩和や見直しをしてもらえないか。</p>	<p>防災倉庫の設置に係る建築確認等の諸手続きについては、本市独自の運用によるものではなく、建築基準法の規定により、計画規模や防火地域の指定状況等に応じて、手続きの要否や必要書類等が定められております。</p> <p>なお、一般的な規模の防災倉庫の場合、専門的な知識を有する建築士が設計することで、計画敷地や防災倉庫自体の図面など最小限の図書で手続きができる仕組みが準備されております。</p> <p>また、防災倉庫の設置にあたり、建築確認等の諸手続きが課題となる場合があることを認識しており、地域防災に寄与する施設であることを踏まえ、建築確認手数料の免除、埼玉建築士会への協力要請、窓口における案内体制の整備など、手続き円滑化の推進を図っているところです。</p> <p>【建設局建築部建築行政課】</p>
2	<p>区長マニフェストには、6つのテーマがあるが、各テーマそれぞれにヴィジョンを記した方が良い。現状では、施策を並べて、できたか・できなかったかの評価に終始してしまう恐れがある。施策がテーマにどれだけ効果があったのか等、評価する観点も必要である。また、区長マニフェストには、市に提言するようなものを盛り込んで良い。浦和区には、そのような役割もあるはず。</p>	<p>貴重な御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>【浦和区役所区民生活部総務課】</p>
3	<p>町内において、独居高齢者の孤独死が数件発生しており、自治会として無念である。独居高齢者の数はこれからも増えていくと想定され、今後も孤独死の発生数は増えていくであろう。従来の自治会、民生委員、老人会活動、社会福祉協議会、そして市の高齢者対策事業だけでは防ぎきれない部分であり、他の方策が必要と考える。一例として、足立区では社会福祉協議会が「おはよう訪問事業」として、独居高齢者に乳酸菌飲料を毎日配達する取組を実施しており、効果をあげている。さいたま市においても同様の対応を推進することを要望する。</p>	<p>当課では、高齢者の見守り事業として、「あんしんコールセンター相談事業」や「ひとり暮らし高齢者安否確認等事業」、「在宅高齢者等宅配食事サービス事業」を実施しています。また、地区社会福祉協議会が実施している見守り活動を支援しております。</p> <p>引き続き、これらの事業を推進、又は、支援することを通じて、孤独死の防止につなげてまいります。</p> <p>【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】</p>
4	<p>北浦和5丁目地内、臨時駐車場廃止に伴う今後の計画はどのようになっているか。少なくとも、自治会防災倉庫の存続を求める。</p>	<p>当駐車場跡地は、浦和駅周辺のまちづくり事業において、その事業に御協力いただいた方の代替地として利用する予定です。</p> <p>【都市局都市整備部浦和駅周辺まちづくり事務所】</p> <p>当該用地については、土地を所管している部局より、来年度中には倉庫を撤去していただく必要があると求められております。代替地への移設、または近隣の公園へ小規模な倉庫の設置等を御検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
5	<p>昨年常盤中学校のスプリンクラーの整備をお願いしたが、予算の都合で先送りになった。引き続き設置を要望する。</p>	<p>移動式スプリンクラーを使用して学校職員が散水しておりますが、校庭全体をカバーできないこともあり、スプリンクラーの設置要望が学校から出ております。スプリンクラーにつきましては未設置の学校は多い状態ですが、近隣への影響も踏まえ、スプリンクラー設置のための予算の確保に努めてまいります。</p> <p>【教育委員会管理部学校施設課】</p>

令和元年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
6	北浦和5丁目全域の学童が常盤北小への通学を希望する。	<p>○通学区域について 北浦和5丁目については区域の北側が常盤北小学校の通学区域、南側が常盤小学校の通学区域となっています。</p> <p>○特定地域の設定（平成31年4月～） 南側については、常盤小学校の通学区域であることは変わりませんが、希望すれば通学先として常盤北小学校を選択できる地域（特定地域）となりました。</p> <p>このため、現状として北浦和5丁目全域から常盤北小学校への通学が可能となっています。 【教育委員会学校教育部学事課】</p>
7	北浦和駅前と元町シティーの交差点の旧中山道が朝大変渋滞しているので困っている。元町シティーのところの交差点をスクランブル交差点（歩車道分離式信号）にできないだろうか。	<p>スクランブル交差点の設置や信号機の改良につきましては、規制という観点から埼玉県警察が管轄となっております。そのため、スクランブル交差点（歩車分離式信号）の導入あるいは、車両用信号の時間調整について、6月25日付けで浦和警察署へ要望しました。 【浦和区役所くらし応援室】</p>
8	<p>Aたびたび提案するが、旧中山道の浦和と新都心駅間にバスが通っておらず、市営バスを通してほしいという要望がお年寄りから大変多いので、考えてもらいたい。</p> <p>B大東地区から直接市役所に行くバスがなく高齢者が大変困っている。大きくなっていいので市役所までのバスを要望する。</p>	<p>A本市では市営バスの運行はしていませんが、路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通として、コミュニティバス等を運行しております。コミュニティバス等の導入にあたっては、コミュニティバス等のコンセプトやサービス方針、市民・事業者・市の役割分担、導入の進め方などを示した「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、取組みを進めることとしております。</p> <p>御提案の区間には検討対象地域が含まれていないため、コミュニティバスの導入が難しい状況となっております。なお、いただきました御提案は今後の交通政策の参考とさせていただきます。</p> <p>B本市では路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通としてコミュニティバス等を運行しております。コミュニティバス等の導入にあたっては、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に定めている検討対象地域の要件を満たしていることやコンセプトに合致するものかどうかを確認した上で、検討を行うこととしておりますので、詳しくは交通政策課までお問い合わせください。</p> <p>※「コミュニティバス等ガイドラインに定めている【検討対象地域】」 ○交通空白地区・・・市街化区域内で、鉄道駅から1km、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 ○交通不便地区・・・市街化区域内で、路線バス停留所（24便/日未満）から300mのサービス圏内の地区、かつ、鉄道駅から1km、コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 ○市街化調整区域内の既成市街地・・・市街化調整区域内で、H27国勢調査時点の人口密度が概ね2,000人/km²以上の地区、かつ、鉄道駅から1km、路線バス（24便/日以上）・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 【都市局都市計画部交通政策課】</p>

令和元年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
9	<p>北浦和に近い針ヶ谷地区（針ヶ谷1丁目、2丁目）の子どもたちは、大原中学校まで30分近くかけて毎日往復登校している。自転車は禁止され、部活をしていると帰りも遅くなりかばんも重いので大変重労働である。なぜ近くの中学校に通えないのか、という住民意見も多い。通学区域の見直しを考えてほしい。</p>	<p>【通学区域について】 通学区域の中心に学校があるのが理想とは考えていますが、新設校が設置され通学区域が分割された、学校用地の確保のため（旧）市域の周辺部に建設された、などの事情から、隣接校の方が近いという状況があることは承知しています。</p> <p>【通学区域の変更について】 これまで通学区域の変更が行われたのは、新校の開校による元の通学区域の分割や、大規模マンションの建設に対応するためのもので、いずれも児童生徒数の増加がその理由です。「近い中学校に」ということで、常盤中学校を想定されていると考えますが、同校は通学区域内への転入増により生徒数の大幅な増加が見込まれており、仮に針ヶ谷1・2丁目から同校に通学することとなると、生徒数が1,000人を超える大規模な学校になると見込まれることや、児童生徒の転校等、様々な課題があり、慎重に対応する必要がありますと考えております。</p> <p>【教育委員会学校教育部学事課】</p>
10	<p>さいたま市子ども家庭総合センター（あいぱれっと）にはどのような人が避難できるのか。針ヶ谷小学校が避難所となっているが、遠いのであいぱれっとを指定避難所にしてほしい。</p>	<p>子ども家庭総合センターにつきましては、現在、災害対策基本法に基づく本市の指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されてはおりませんが、市の指定避難所だけでは避難生活者を受け入れることが困難な場合、適宜、二次避難所として開設する場合がございます。</p> <p>なお、避難対象者については、あらかじめ特定しているものではないかと考えております。</p> <p>※二次避難所・・・発災後、直ちに開設するのではなく、避難者を指定避難所だけでは受け入れることが困難となった際に利用する施設。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
11	<p>半空き家状態で、草木が繁茂し、やぶ蚊が発生するなど環境悪化に対する対応策は？</p>	<p>本市では、近隣の管理不全な空き家に対する御相談は、空き家が所在する区のくらし応援室で受付を行っております。御相談いただいた情報をもとに現地調査や所有者調査を行い、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」又は「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき対応しております。空き家かどうかわからない場合も、くらし応援室に御相談ください。</p> <p>【環境局環境共生部環境創造政策課】</p>

令和元年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
12	<p>A 全国的に増えている空き家について、①さいたま市における現状、②トラブルの例、③それらを踏まえた対策について聞きたい。</p> <p>B 空き家で一番怖いのは火事だと思う。そのような家は草も生えていて延焼の可能性もあり危険である。財産権や色々な法律でなかなか進まないのわかるが何年も放置してよいのか。</p>	<p>A①本市では、人口、世帯数ともに依然として増加傾向にあります。65歳以上の高齢者の占める割合も増加しており、近い将来人口が減少に転じた場合、相続に起因する空き家問題の増加が懸念されています。</p> <p>なお、平成30年度は市全体で322件、浦和区で55件の御相談をいただいております。</p> <p>②相続に起因する空き家問題の実例として、相続人が適切に管理をしていなかったり相続人が不存在であるために、立木が繁茂したり建物が破損し、周囲へ悪影響を及ぼしている事案があります。</p> <p>③本市では、平成30年3月に「さいたま市空き家等対策計画」を策定し、周辺へ悪影響を及ぼす家屋の所有者等へは、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」（以下条例）又は「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下特措法）に基づき対応しております。また、市民や空き家所有者等を対象としたセミナーや相談会を開催し、相続や空き家問題に関する情報提供を行い、空き家対策に関する啓発活動にも努めているところです。空き家対策セミナーの開催や、10月からは、空き家に関するさまざまな相談に対応するワンストップ相談窓口を開設いたしますので、御活用いただければと思います。</p> <p>B「さいたま市空き家対策計画」では、管理不全な空き家の解消、空き家等の跡地利用の促進などの施策を推進しております。近隣の管理不全な空き家については、くらし応援室へ個別に御相談いただければ、現地を調査し、条例や特措法に基づいた対応を検討いたします。また、たばこのポイ捨てによる火災の危険性がある場合は、消防局へ情報提供を行うなど連携を図ってまいります。</p> <p>【環境局環境共生部環境創造政策課】</p>
13	<p>ヒヤリハットマップについて、自治会は、ほとんど見たことがない。安全対策会議の場で、どこが危ないかと質問されることもあるので、地元の自治会にも見せた方がいい。また、子どもが見ることも想定して、写真等を載せ目に訴えるマップにするべき。</p>	<p>浦和区内12校の小学校について、毎年4校ずつ3年ごとの見直し作成を行っています。見直し作成時には、学校、PTAから抽出された危険箇所についての現場診断を行い、警察等と連携を図った上で改善につなげています。毎年度該当校の全児童数に、次回見直し作成までの新入学、転入児童数を含めた数を必要数として予算計上し、作成しています。写真等、掲載内容につきましては各学校の判断となります。子ども110番の家など個人情報を含む部分は見えないように加工した上で、さいたま市HP(浦和区▷区政情報▷地域情報▷交通安全▷ヒヤリハットマップ)に掲載しておりますので、御活用下さい。</p> <p>【浦和区役所くらし応援室】</p>